

特別排水基準

対象事業場（条例に規定する業種に該当し、対象化学物質を使用する工場・事業場）は、次に示す許容限度を超過する濃度の対象化学物質を含む排水を排出してはなりません。

対象化学物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.05 ミリグラム
6 価クロム化合物	1 リットルにつき 6 価クロム 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
備 考	「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。